

株 主 各 位

兵庫県姫路市豊沢町79番地
WDBホールディングス株式会社
代表取締役社長 中野 敏 光

第31期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第31期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月22日（水曜日）午後5時までに到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年6月23日（木曜日） 午前10時（受付開始 午前9時10分）
2. 場 所 兵庫県姫路市豊沢町79番地 当社本社ビル5階講堂
3. 目的事項

- [報告事項]
1. 第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第31期（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）計算書類報告の件

[決議事項]

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役5名選任の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.wdbhd.co.jp/>）に掲載させていただきます。株主総会終了後に、株主の皆様との交流の場として、株主懇談会（事業説明会と株主懇談会）を予定しております。ご多忙中と存じますが、何卒ご出席賜りますようお願い申し上げます。
なお、懇談会は、株主総会会場と隣接した会場で開催いたします。

事業報告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和策による企業業績の改善が見られるものの、米国の金融政策、中国経済の減速、原油安等を背景とした海外景気の下振れ懸念が拡大するなど、先行き不透明な状況で推移いたしました。

国内の雇用情勢におきましては、厚生労働省が発表した平成28年3月の有効求人倍率(季節調整値)が、1.30倍と、前月を0.02ポイント上回り、また、総務省が発表した平成28年3月の完全失業率(季節調整値)についても、3.2%と、前月を0.1ポイント下回り、全体として改善を続けております。

当社グループの中核事業である、「人材サービス事業」においては、平成27年9月11日に、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」(改正労働者派遣法)が成立し、平成27年9月30日に施行されました。派遣期間規制の見直し、特定労働者派遣事業の届出制から許可制への変更などが定められましたが、当社としましては法改正の趣旨に沿いながら、今後も継続して品質の高い人材サービスを提供できるよう努めてまいります。

当社グループは、化学・バイオ分野を中心とした理学系研究職派遣、機械・電子分野を中心とした工学系技術職派遣からなる「人材サービス事業」、医薬品開発の支援を行う「CRO事業」、有機化学品の受託製造、二枚貝を中心とした海水生物の販売・受託試験、射出成型機器の製造・販売を行う「研究開発・製造事業」の3つの事業領域ならびに、当社グループの支援を行う「グループ戦略補助事業」で構成されており、当社を含め、19社の企業グループを形成しております。

「人材サービス事業」分野における理学系研究職派遣につきましては、顧客からの当社に対するサービスへの要望、期待は年々高まってきております。それにお応えすべく、人材養成のための研修所を、従来の5拠点から新たに11拠点開設し、16拠点体制としました。ここで人材養成を行い、市場からの人材だけでなく自社で教育訓練した人材を派遣することが可能となりました。また、工学系技術職派遣につきましては、WDB工学株式会社において、新卒採用の強化、支店の新規開設を推し進め、エンジニアリング分野について、今後の収益の柱とすべく事業を継続しております。

「CRO事業」につきましては、医薬品の開発、臨床研究に関わる分野で、安全性情報の管理業務を提供するWDBアイシーオー株式会社、データマネジメント・統計解析サービスを提供する電助システムズ株式会社がそれぞれの強みを活かし、シナジー効果を発揮しております。また平成27年10月にはWDBメディカルデータ株式会社が米国フィラデルフィアで事業を開始し、平成28年2月にはWDBインディア株式会社を設立いたしました。これまで培ってきたノウハウを活かし、海外でもCROサービスを提供して参ります。

「研究開発・製造事業」につきましては、引き続きそれぞれの事業会社の特性を活かした活動を継続していくことで、グループに寄与していくことを目指しております。

以上のような活動の結果、当連結会計年度の売上高は、29,755百万円(前期比7.6%増)となりました。事業別の構成比は、人材サービス事業が93.4%、CRO事業が4.0%、その他事業が2.6%であります。営業利益は、2,737百万円と前連結会計年度と比べ205百万円(前期比8.1%増)の増益となりました。また、経常利益は2,737百万円と、前連結会計年度と比べ188百万円(前期比7.4%増)の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は1,653百万円と前連結会計年度に比べ137百万円(前期比9.0%増)の増益となりました。

部門別概況

部門別の内訳につきましては、次のとおりであります。

(単位：千円)

	第30期		第31期(当期)		前期比増減
	売上高	構成比	売上高	構成比	
人材サービス事業	25,820,798	93.4%	27,807,915	93.4%	7.7%
C R O 事業	1,023,436	3.7%	1,180,999	4.0%	15.4%
そ の 他	806,798	2.9%	766,778	2.6%	△5.0%
合 計	27,651,033	100.0%	29,755,693	100.0%	7.6%

(注) その他は、有機化学薬品の受託製造、貝類魚類藻類の研究・販売、およびガスアシスト技術を用いた射出成形装置の開発・製造を含んでおります。
上記の金額には、消費税等の金額は含まれておりません。

(2) 設備投資の状況

当期中の設備投資の総額は261,989千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、「人材サービス事業」、「CRO事業」、「研究開発・製造事業」の3つの事業領域、並びに「グループ戦略補助事業」で構成されており、「研究」に関わる事業領域においてより高い付加価値を創出していくことを経営目標としております。「新たな価値を創造し、埋もれた価値を発掘する」という経営理念の下、当社を含め19社の事業グループを構成しておりますが、現在の事業としましては従来の理学系研究職派遣を軸とした人材サービス事業が中心となっております。

人材派遣事業については、平成27年9月に「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律」（改正労働者派遣法）が施行されましたが、現時点では当社グループの業績に与える影響は限定的であると考えております。

当社グループとしましては、労働者派遣法をはじめとして、雇用情勢等の外部の変化に柔軟に対応できる機動的な経営体制を今後も維持、強化し、コンプライアンス重視は勿論のこと、顧客及び派遣スタッフに提供するサービス内容の質の強化を図ってまいります。

当社は、中長期的な成長を実現していくため、機動的かつ戦略的な意思決定を行い、事業の拡大進展を図っていくことが重要課題であると認識しております。そのため、既存事業で得た利益を海外事業、新規事業に振り向け、さらなる企業価値の向上を目指してまいります。

(5) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(7) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(8) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当事項はありません。

(9) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第28期	第29期	第30期	第31期(当期)
		平成25年 3月 期	平成26年 3月 期	平成27年 3月 期	平成28年 3月 期
売上高(千円)		24,323,738	25,479,346	27,651,033	29,755,693
経常利益(千円)		2,206,556	2,064,649	2,549,234	2,737,843
親会社株主に帰属 する当期純利益(千円)		1,278,694	1,150,649	1,516,745	1,653,768
1株当たり当期純利益(円)		129.79	116.28	75.62	82.45
総資産(千円)		9,873,520	10,506,726	12,886,929	13,960,800
純資産(千円)		5,484,676	6,725,075	8,029,580	9,461,382
1株当たり純資産額(円)		557.50	670.57	400.32	471.71

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
2. 平成25年4月1日付で普通株式1株につき200分割の割合で株式分割を行っております。そのため、第28期及び第29期は、第28期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。また、平成27年1月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第30期は、第30期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
3. 各期の純資産増減額のうち、増資等による主なものは下記のとおりであります。
- | | | | |
|------|----------|--------|-----------|
| 第28期 | 平成24年5月 | 自己株式取得 | △51,250千円 |
| 第29期 | 平成25年12月 | 自己株式処分 | 240,917千円 |
4. 第31期の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社議決 権比率	主 要 な 事 業 内 容
W D B 株 式 会 社	450,000千円	100%	理学系研究職の一般派遣および人材紹介
W D B エウレカ株式会社	50,000千円	100%	理学系研究職の特定派遣
W D B 工 学 株 式 会 社	200,000千円	100%	工学系技術職の特定派遣
W D B アイシーオー株式会社	50,000千円	100%	医薬品有害事象等の情報収集 および当局への報告業務
電助システムズ株式会社	50,000千円	100%	医薬品・臨床研究等に関する データマネジメント・統計解 析業務およびシステム開発
W D B 機能化学株式会社	50,000千円	100%	有機化学薬品製造
株式会社WDB環境バイオ研究所	50,000千円	100%	貝類魚類藻類の研究および養 殖販売事業
株式会社カケンジェネックス	150,500千円	100%	射出成型におけるガスアシス ト技術を活かした装置の開 発・製造事業

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(11) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

当社グループは、人材派遣サービス・人材紹介サービスを主な事業とし、その他に翻訳・社員教育・薬事申請受託業務、有機化学薬品の受託製造、貝類魚類藻類の研究・販売、射出成型におけるガスアシスト技術を活かした装置の開発・製造事業を営んでおります。

(12) 主要な事業所等（平成28年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社	兵庫県姫路市豊沢町79番地
東 京 本 社	東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング2F
子 会 社	W D B 株 式 会 社 東京都千代田区 W D B エウレカ株式会社 東京都千代田区 W D B 工 学 株 式 会 社 東京都千代田区 W D B アイシーオー株式会社 東京都中央区 電 助 シ ス テ ム ズ 株 式 会 社 東京都中央区 W D B 機 能 化 学 株 式 会 社 埼玉県幸手市 株式会社W D B 環 境 バ イ オ 研 究 所 徳島県海部郡美波町 株式会社カケンジェネックス 千葉県松戸市

(13) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,528人 (391人)	126人(96人)	32.46歳	3.57年

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数（時間給のフレックス社員およびパートタイマーを含みます。）は、当期の平均人員を（ ）外記で記載しております。
2. 従業員数には、特定派遣労働者数を含めて記載しております。

(14) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,240,000株
- (2) 発行済株式の総数 20,060,000株（自己株式 2,226株含む）
- (3) 株主数 2,722名
- (4) 上位10名の大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社 中野商店	7,710,000 株	38.44 %
中野 敏光	2,949,600	14.71
谷岡 たまゑ	1,108,000	5.52
NORTHERN TRUST CO. (AVFC)	628,800	3.13
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	559,200	2.79
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	542,800	2.71
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG	510,000	2.54
大塚 美樹	480,000	2.39
日本生命保険相互会社	400,000	1.99
WDBグループ従業員持株会	362,100	1.81

(注) 持株比率は、自己株式(2,226株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	中 野 敏 光	WDB株式会社 代表取締役 WDBエウレカ株式会社 取締役 WDB工学株式会社 取締役 WDBアイシーオー株式会社 取締役 電助システムズ株式会社 取締役 WDB機能化学株式会社 取締役 株式会社WDB環境バイオ研究所 取締役 株式会社カケンジェネックス 取締役
専務取締役	大 塚 美 樹	WDB株式会社 取締役 WDBエウレカ株式会社 代表取締役 WDB工学株式会社 取締役 WDBアイシーオー株式会社 取締役 電助システムズ株式会社 取締役 WDB機能化学株式会社 取締役 株式会社WDB環境バイオ研究所 取締役
取 締 役	中 岡 欣 也	経営管理部 部長 株式会社WDB環境バイオ研究所 取締役
取 締 役	黒 田 清 行	弁護士（弁護士法人三宅法律事務所パートナー）
取 締 役	木 村 裕 史	弁護士（木村法律事務所所長） フジプレミアム株式会社 社外取締役
監 査 役	鵜 飼 茂 一	
監 査 役	濱 田 聡	公認会計士（ハマダ税理士法人 代表社員） 株式会社西松屋チェーン 社外監査役 グローリー株式会社 社外監査役
監 査 役	有 田 知 徳	弁護士（銀座中央法律事務所） 株式会社ゆうちょ銀行 社外取締役

- (注) 1. 取締役黒田清行、同木村裕史の両氏は社外取締役です。
 2. 監査役濱田聡、同有田知徳の両氏は社外監査役です。
 3. 黒田清行、濱田聡の両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
 4. 監査役鶴飼茂一氏は金融機関における長年の経験があり、また税理士資格も有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 監査役濱田聡氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する高度な知見を有するものであります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (2名)	127,050千円 (7,572千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	22,701千円 (13,214千円)
計	8名	149,751千円

(注) 上記支給額には、当事業年度において計上した役員退職慰労引当金繰入額 22,831千円(取締役 21,697千円、監査役 1,133千円)を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役黒田清行氏は、弁護士法人三宅法律事務所パートナーを兼務しております。なお、当社と弁護士法人三宅法律事務所との間には特別の取引関係はありません。

取締役木村裕史氏は、木村法律事務所所長及びフジプレミアム株式会社社外取締役を兼務しております。なお、当社と木村法律事務所及びフジプレミアム株式会社との間には特別の取引関係はありません。

監査役濱田聡氏は、ハマダ税理士法人代表社員及び株式会社西松屋チェーン社外監査役、グローリー株式会社社外監査役を兼務しております。なお、当社とハマダ税理士法人との間には特別の取引関係はありません。株式会社西松屋チェーンならびに、グローリー株式会社との間には、当社子会社WDB株式会社との間で人材派遣サービス取引がありますが、取引金額も僅少かつ、利益相反取引が生じる可能性はありません。

監査役有田知徳氏は、銀座中央法律事務所所属弁護士及び株式会社ゆうちょ銀行社外取締役を兼務しております。なお、当社と銀座中央法律事務所及び株式会社ゆうちょ銀行との間には特別の取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会および監査役会への出席状況および発言状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	黒 田 清 行	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回出席し、議案審議等につき、主として弁護士としての専門的見地から、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための発言を行っております。
	木 村 裕 史	当事業年度開催の取締役会には、13回中12回出席し、議案審議等につき、主として弁護士としての専門的見地から、経営活動に必要な発言および取締役会の意思決定の妥当性、適法性を確保するための発言を行っております。

区 分	氏 名	主な活動状況
社外監査役	濱 田 聡	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回出席し、公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から疑問点を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には、13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	有 田 知 徳	当事業年度開催の取締役会には、13回中13回出席し、主として弁護士としての専門的見地から、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また当事業年度開催の監査役会には、13回中13回出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項および当社定款の規定に基づき、賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等総額

「(2) 取締役および監査役の報酬等の額」に記載のとおりです。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	29,000千円
② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	29,000千円

(注) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が適格性・独立性を害する等の事由により、適正な監査の遂行が困難であると判断した場合、監査役会の決議により会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

6. 会社の体制および方針

当社は、会社法第362条第5項に従い、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の基本方針を次のとおり定めております。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、持株会社として当企業集団全体の法令等遵守の基本方針や行動基準等を明確にするため、コンプライアンス体制に関する規定（コンプライアンスマニュアル）と当企業集団の取締役及び使用人の行動規範として「WDBG行動規範」を定め、法令遵守がすべての企業活動の基本であることを徹底する。
- ② コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、コンプライアンス研修や委員会活動を通じて、コンプライアンス体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 使用人等は、社内通報制度に基づき、当企業集団の事業活動に法令違反の疑義のある行為や当企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。
- ④ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度を貫き、リスク管理規程及び対応マニュアル（コンプライアンスマニュアル・反社会的勢力対応マニュアル）の整備、外部専門機関との連携を図り、取引の防止に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

- ① 取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱いは、当社取締役会規程及び社内規程等に従い適切に保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各種規程等の見直し等を行うものとする。
- ② 取締役又は監査役からの閲覧要請があった場合、当該情報を閲覧できる体制を敷く。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は取締役会がリスク管理に関する統制方針、体制に関する重要事項に関する審議を行い、リスク管理規程を定める。取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、コンプライアンス・リスク管理委員会においてリスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ② 不測の事態が発生した場合、リスク管理規程に従い迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、最小限にとどめる体制を整備する。

(4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制として、毎月開催の定例取締役会の他、必要に応じて臨時に招集、開催し、取締役間の意思疎通と取締役相互の職務執行を監督することにより、迅速で適切な意思決定を行う。
- ② 組織規程、職務権限規程、稟議規程により、取締役の担当する業務執行、チェック機能を明確にすることで、適正かつ効率的な意思決定を行える体制を整備する。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
子会社の取締役等の職務の執行に係る事項については、毎月開催の取締役会又は子会社会議あるいは当社業務執行取締役、全子会社の取締役、執行役員、支店責任者等が出席する会議を開催し、重要事項の審議、決定、報告を行う。
- ② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社が設置するコンプライアンス・リスク管理委員会は、子会社の業務について、取締役会の決議事項及びリスク管理規程に基づき、リスク管理体制の構築及び運用の推進を図る。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、持株会社として子会社とその事業特性に応じた効率的な事業運営が行われるよう、経営管理、統括を行う。
- ④ 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の業務執行の適正については、関係会社管理規程に従い管理し、内部監査室が内部監査規程等に準じ、監査等を行う。
子会社の取締役及び使用人は、社内通報制度に基づき、子会社の事業活動に法令違反の疑義のある行為や企業集団に損害を及ぼすような事実を発見した場合、コンプライアンス相談窓口に通報する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、詳細については監査役と相談し、その意見を十分考慮する。

(7) 6項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人として指名された者は、監査業務を補助するにあたり監査役から命令を受けた事項について、取締役の指揮・命令を受けない。

(8) 監査役の6項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人の任命・異動については、監査役の同意を必要とし、当該使用人の配置と人事上の独立性に関して十分な配慮を行う。

(9) 監査役への報告に関する体制

イ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し当該事象を速やかに報告しなければならず、監査役の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査役からのヒアリングに応じる。

監査役に対し、内部監査室から内部監査に関する報告を行う。

ロ 子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、職務を遂行するにあたり、重要と認められる事象が生じた場合には、監査役に対し、当該事象を速やかに報告しなければならず、監査役の要請があれば必要な報告及び情報提供を行うとともに、必要に応じて監査役からのヒアリングに応じる。

(10) 9項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

9項の報告をしたことを理由として、当社及び子会社は、当該報告者に対し、不利な取扱いをしない。

(11) **監査役の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項**

監査役が当社に対し、その職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続等の請求を行った場合、当社がその請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なことを証明した場合を除き、速やかにこれに応じる。

(12) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社及び子会社の取締役及び使用人は、監査役監査やその他ヒアリング等の監査業務に協力する。

監査役が毎月開催される取締役会・子会社会議等に出席し、取締役・執行役員等の業務報告や経営意思決定の審議過程を確認し、必要によっては意見を述べるとともに、監査法人及び内部監査室と緊密な連携を保つことができる体制を確保することにより、監査の実効性を確保する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保する体制を整備しておりますが、当事業年度（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）における運用状況の概要は下記のとおりとなっております。

① 取締役会の開催状況として、取締役会は13回開催しております。当社の取締役会は、社外取締役を含む5名で構成されており、各種法令、定款、及び各規程に基づき、取締役会での意思決定が必要である事項について審議するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。各議案につきましては、当社と利害関係の無い社外取締役からも活発なご意見を頂いており、取締役会の実効性は確保されております。

② 当社及び子会社から成る企業集団における主な会議の開催状況ですが、子会社の全取締役が参加する子会社会議については原則毎月、執行役員ならびに支店責任者が参加する会議については原則2カ月に一回の頻度で開催し、業績や財政状態に影響を及ぼす重要事項の審議、決定、報告を行う他、リスク回避の為の施策等について、審議、決定、報告を行い、職務の執行の適正性、実効性を確保しております。

③ 監査役会の開催状況として、監査役会は年13回開催しております。当社の監査役会は、社外監査役を含む3名で構成されており、取締役会への参加を通して、取締役の職務の執行を厳正に監督しております。また、監査役は、監査役会にて定めた監査計画に基づき監査を行い、内部監査室とも原則毎月意見、情報交換を行っております。

④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社及び子会社から成る企業集団の業務の執行状況ならびに、内部統制監査を実施しております。

(本事業報告中の記載数字は、金額については千円未満を切捨て、比率等については四捨五入しております。)

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	9,723,709	流 動 負 債	3,890,048
現金及び預金	5,292,206	買掛金	1,624,282
受取手形及び売掛金	3,699,765	未払法人税等	579,681
製品	11,886	未払消費税等	495,094
仕掛品	33,151	賞与引当金	391,958
原材料	80,974	その他	799,031
前払費用	106,291		
繰延税金資産	238,047	固 定 負 債	609,368
その他	262,524	リース債務	15,571
貸倒引当金	△1,138	繰延税金負債	25,907
固 定 資 産	4,237,090	役員退職慰労引当金	344,738
有 形 固 定 資 産	3,335,549	資産除去債務	88,469
建物及び構築物	1,697,234	退職給付に係る負債	134,682
機械装置及び車両運搬具	32,954		
工具器具備品	138,790	負 債 合 計	4,499,417
土地	1,441,263	純 資 産 の 部	
リース資産	25,307	株 主 資 本	9,490,868
無 形 固 定 資 産	56,650	資本金	1,000,000
のれん	43,446	資本剰余金	218,024
ソフトウェア	11,993	利益剰余金	8,273,397
その他	1,210	自己株式	△553
投 資 其 他 の 資 産	844,890	その他の包括利益累計額	△29,486
投資有価証券	87,892	その他有価証券評価差額金	14,947
敷金及び保証金	442,983	為替換算調整勘定	73
保険積立金	180,829	退職給付に係る調整累計額	△44,507
ゴルフ会員権	25,478		
長期貸付金	48,056	純 資 産 合 計	9,461,382
繰延税金資産	88,901	負 債 ・ 純 資 産 合 計	13,960,800
その他	3,339		
貸倒引当金	△32,589		
資 産 合 計	13,960,800		

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		29,755,693
売 上 原 価		22,440,158
売 上 総 利 益		7,315,535
販売費及び一般管理費		4,578,387
営 業 利 益		2,737,148
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	3,132	
還 付 加 算 金	240	
受 取 保 険 金 収 入	303	
そ の 他	5,177	8,853
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	115	
そ の 他	8,042	8,158
経 常 利 益		2,737,843
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	35,400	
固 定 資 産 売 却 益	2,758	38,158
特 別 損 失		
支 払 補 償 金	35,000	35,000
税金等調整前当期純利益		2,741,002
法人税、住民税及び事業税		1,086,784
法 人 税 等 調 整 額		448
当 期 純 利 益		1,653,768
親会社株主に帰属する当期純利益		1,653,768

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	1,000,000	218,024	6,800,149	△509	8,017,664
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△180,520		△180,520
親会社株主に帰属する当期純利益			1,653,768		1,653,768
自己株式の取得				△44	△44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	1,473,248	△44	1,473,204
平成28年3月31日残高	1,000,000	218,024	8,273,397	△553	9,490,868

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	其他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
平成27年4月1日残高	13,762	10,590	△12,436	11,916	8,029,580
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△180,520
親会社株主に帰属する当期純利益					1,653,768
自己株式の取得					△44
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	1,185	△10,517	△32,070	△41,402	△41,402
連結会計年度中の変動額合計	1,185	△10,517	△32,070	△41,402	1,431,802
平成28年3月31日残高	14,947	73	△44,507	△29,486	9,461,382

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連 結 注 記 表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 18社

すべての子会社を連結の範囲に含めております。

(2) 連結子会社の名称

WDB株式会社、WDBエウレカ株式会社、WDBシステムズ株式会社、理系の転職株式会社、WDB機能化学株式会社、WDB事業承継パートナーズ株式会社、株式会社WDB環境バイオ研究所、WDBアイシーオー株式会社、ポストクスタイル株式会社、WDB独歩株式会社、WDB Singapore Pte.Ltd.、WDBユニバーシティ株式会社、WDB工学株式会社、電助システムズ株式会社、株式会社カケンジェネックス、WDB Silicon Valley, Inc.、WDB Medical Data, Inc.、WDB India Pvt, Ltd.

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、仕掛品、原材料

主として総平均法による原価法によっております。

(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	3～50年
機械装置及び車両運搬具	2～10年
工具器具備品	2～20年

②無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく、定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権は貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② 退職給付に係る会計処理の方法

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理額

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額を費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による按分額をそれぞれ発生した連結会計年度から費用処理しております。

③ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

(会計方針の変更に関する注記)

1. 会計方針の変更の内容及び理由（会計基準等の名称）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を、当連結会計年度より適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。

また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合について、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しが企業結合年度の翌年度に行われた場合には、当該見直しが行われた年度の期首残高に対する影響額を区分表示するとともに、当該影響額の反映後の期首残高を記載する方法に変更いたします。

加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

2. 遡及適用をしなかった理由等

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項（4）、連結会計基準第44－5項（4）及び事業分離等会計基準第57－4項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

3. 連結計算書類の主な項目に対する影響額

当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

定期預金 4,999千円
海外子会社の銀行取引を保証するために担保提供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額 1,529,901千円

(連結損益計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式に関する事項

普通株式 20,060,000株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月25日 定時株主総会	普通株式	130,375	6.50	平成27年 3月31日	平成27年 6月26日
平成27年11月6日 取締役会	普通株式	50,144	2.50	平成27年 9月30日	平成27年 12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年6月23日開催の第31期定時株主総会の議案として、次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 150,433千円
- ② 1株当たり配当額 7円50銭
- ③ 基準日 平成28年3月31日
- ④ 効力発生日 平成28年6月24日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は利用していません。

また、短期的な運転資金並びに設備投資資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に長期保有目的の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、敷金及び保証金は、貸借先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理マニュアルに従い、営業債権については、新規取引時に与信管理を行うと同時に、個別の取引毎で支払条件等の確認を行っております。

②市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券について、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、当社の経営企画部が当社並びに子会社の状況を確認し、日繰りで資金繰りを行っており、それらを基に資金繰り計画を作成・変更しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当期の連結決算日において、該当事項はありません。

2. 金融商品の時価に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（(注2)を参照下さい）。

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額
(1) 現金及び預金	5,292,206	5,292,206	—
(2) 受取手形及び売掛金	3,698,627	3,698,627	—
(3) 投資有価証券	85,992	85,992	—
(4) 敷金及び保証金	442,983	444,525	1,542
資産計	9,519,809	9,521,351	1,542
(1) 買掛金	1,624,282	1,624,282	—
(2) 未払法人税等	579,681	579,681	—
(3) 未払消費税等	495,094	495,094	—
負債計	2,699,058	2,699,058	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、当社グループが主とする事業が人材サービス事業であることから、主たる売掛金が労働債権であり、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券はすべて株式であり、時価については、取引所の価格によっております。

(4) 敷金及び保証金

敷金及び保証金は、主として事業所の賃貸先に差し入れているものであります。これらの時価は、将来の賃貸期間を見積り、その期間に対応するリスクフリーレートで割引いております。

負債

(1) 買掛金

当社グループが主とする事業が人材サービス事業であることから、主たる買掛金は労働債務となっており、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未払法人税等、(3) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	1,900

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積るには過大なコストを要すると見込まれます。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額	471円	71銭
2. 1株当たり当期純利益	82円	45銭

貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	1,480,808	流 動 負 債	47,821
現金及び預金	954,578	短期借入金	3,236
前払費用	44,463	その他	44,585
未収法人税等	142,277		
その他	339,489	固 定 負 債	459,115
固 定 資 産	5,876,371	繰延税金負債	25,907
有 形 固 定 資 産	2,775,107	役員退職慰労引当金	344,738
建物	1,482,932	資産除去債務	88,469
構築物	11,950	負 債 合 計	506,936
車両及び運搬具	2,343	純 資 産 の 部	
工具器具備品	23,308	株 主 資 本	6,835,295
土地	1,254,572	資 本 金	1,000,000
無 形 固 定 資 産	73	資 本 剰 余 金	218,024
商 標 権	73	資 本 準 備 金	52,525
投 資 其 他 の 資 産	3,101,190	その他資本剰余金	165,498
投資有価証券	87,892	利 益 剰 余 金	5,617,824
関係会社株式	2,646,091	利 益 準 備 金	102,977
敷金及び保証金	428,758	その他利益剰余金	5,514,846
保険積立金	180,829	別 途 積 立 金	2,350,000
ゴルフ会員権	25,478	繰越利益剰余金	3,164,846
その他	25,800	自 己 株 式	△553
投資損失引当金	△293,660	評価・換算差額等	14,947
		その他有価証券評価差額金	14,947
資 産 合 計	7,357,180	純 資 産 合 計	6,850,243
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	7,357,180

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		1,896,647
営業費用		614,619
営業利益		1,282,027
営業外収益		
受取利息及び配当金	8,703	
還付加算金	134	
その他	1,917	10,754
営業外費用		
支払利息	120	
投資損失引当金繰入額	98,478	
その他	2,009	100,608
経常利益		1,192,173
特別利益		
投資有価証券売却益	35,400	
固定資産売却益	2,758	38,158
税引前当期純利益		1,230,332
法人税、住民税及び事業税		109,420
法人税等調整額		5,646
当期純利益		1,115,264

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
平成27年4月1日残高	1,000,000	52,525	165,498	218,024
事業年度中の変動額				
利益準備金の積立				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
平成28年3月31日残高	1,000,000	52,525	165,498	218,024

	株 主 資 本					自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金				利益剰余金 合計		
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計			
		別途積立金	繰越利益 剰余金				
平成27年4月1日残高	84,925	2,350,000	2,248,154	4,683,080	△509	5,900,595	
事業年度中の変動額							
利益準備金の積立	18,052		△18,052	—		—	
剰余金の配当			△180,520	△180,520		△180,520	
当期純利益			1,115,264	1,115,264		1,115,264	
自己株式の取得					△44	△44	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	18,052	—	916,692	934,744	△44	934,700	
平成28年3月31日残高	102,977	2,350,000	3,164,846	5,617,824	△553	6,835,295	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日残高	13,762	13,762	5,914,357
事業年度中の変動額			
利益準備金の積立			—
剰余金の配当			△180,520
当期純利益			1,115,264
自己株式の取得			△44
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	1,185	1,185	1,185
事業年度中の変動額合計	1,185	1,185	935,885
平成28年3月31日残高	14,947	14,947	6,850,243

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

定率法によっております。

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～50年
車両及び運搬具	5～6年
工具器具備品	2～20年

②無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

①役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

②投資損失引当金

関係会社への投資に対する損失に備えるため、投資先の財政状態及び経営成績等を勘案した必要額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	713,228千円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	284,659千円
短期金銭債務	3,236千円
長期金銭債権	23,418千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
営業収益	1,896,647千円
営業費用	149,882千円
営業取引以外の取引高	6,212千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	2,226株
------	--------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産	
未払事業税	2,263千円
その他	1,025千円
繰延税金資産小計	3,289千円
評価性引当額	△3,289千円
繰延税金資産合計	— 千円

(2) 固定資産

繰延税金資産	
役員退職慰勞引当金	105,420千円
ゴルフ会員権	13,923千円
投資損失引当金	124,378千円
資産除去債務	27,523千円
減価償却費	1,131千円
関係会社株式	16,444千円
電話加入権	2,527千円
繰延税金資産小計	291,350千円
評価性引当額	△291,350千円
繰延税金資産合計	— 千円

(3) 流動負債

繰延税金負債	
資産除去債務	638千円
繰延税金負債合計	638千円

(4) 固定負債

繰延税金負債	
資産除去債務	25,907千円
繰延税金負債合計	25,907千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	33.02%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.37%
住民税均等割額	0.09%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△32.97%
留保金課税	5.57%
評価性引当額の増加	3.24%
その他	0.03%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	9.35%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の32.25%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成28年4月1日から平成30年3月31日までのものは30.81%、平成30年4月1日以降のものについては30.58%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社等

下記取引金額には、消費税等は含まれておりません。

会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
WDB(株)	所有 直接100	兼任3名	経営支援	営業収益 (注1)	557,927	長期 未収入金	23,255
				営業費用 (注2)	84,482	未払費用	3,869
				資金の回収 (注3)	43,850	—	—
				利息の受取	1,330	未収入金	418
				資金の借入 (注3)	3,236	短期借入金	3,236

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 営業収益については、経営の管理指導等するために一定の合理的な基準に基づき決定しております。
2. 営業費用である出向料については、出向者の人件費相当額を基礎として、業務内容を勘案し、当事者間の合意により決定しております。
3. 資金の回収及び借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

上記のWDB(株)との取引の他に以下の子会社との取引があります。

- ・ WDB工学(株)への関係会社株式に対し、103,473千円の投資損失引当金を計上しております。
- ・ WDB Singapore Pte. Ltd. への関係会社株式に対し、88,406千円の投資損失引当金を計上しております。
- ・ 理系の転職(株)への関係会社株式に対し、62,030千円の投資損失引当金を計上しております。
- ・ ポスドクスタイル(株)への関係会社株式に対し、39,748千円の投資損失引当金を計上しております。

2. 役員等

氏名	職業	議決権等の被所有割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
中野 敏光	当社代表取締役	被所有 間接 14.71	固定資産の 売却先	固定資産 の売却代金	16,212	土 地、 工 具 器 具 備 品	—
				固定資産 の売却益	2,758	固 定 資 産 売 却 益	

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等
価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考にして決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 341円53銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 55円60銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

WDBホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村文彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 矢倉幸裕 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、WDBホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、WDBホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年5月6日

WDBホールディングス株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 木村文彦 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 矢倉幸裕 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、WDBホールディングス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第31期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り事業の報告を求めるとともに、必要に応じて子会社の主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月9日

W D B ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 鶴 飼 茂 一 ㊟
社外監査役 濱 田 聡 ㊟
社外監査役 有 田 知 徳 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第31期の期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当期の業績、今後の事業展開ならびに内部留保の状況等を総合的に勘案し、株主の皆様のご支援にお応えするため、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。

- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金7円50銭 総額150,433,305円

- ③ 剰余金の配当が効力を生ずる日
平成28年6月24日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結できる対象者が変更されたため、現行定款第30条第2項および第39条第2項に所要の変更を行うものです。

なお、現行定款第30条第2項の変更については、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任軽減) 第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、<u>任務を怠ったこと</u>による取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役の責任軽減) 第30条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、<u>任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</p>
<p>(監査役 of 責任軽減) 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、<u>任務を怠ったこと</u>による監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役 of 責任軽減) 第39条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、<u>監査役との間に、任務を怠ったこと</u>による損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条で定める最低責任限度額とする。</p>

第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員が任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかのとしみつ 中野 敏光 (昭和31年7月11日)	昭和60年7月 株式会社ワークデーターバンク (現 WDBホールディングス株式会社) 設立 代表取締役社長就任 (現任) 平成16年1月 WDBエウレカ株式会社 代表取締役就任 平成20年10月 株式会社キロテクノロジー研究所 (現 WDB機能化学株式会社) 代表取締役就任 平成22年10月 株式会社WDB環境バイオ研究所 代表取締役就任 平成23年4月 株式会社アイ・シー・オー (現 WDBアイシーオー株式会社) 取締役就任 (現任) 平成23年11月 WDB株式会社 代表取締役就任 (現任) 平成24年12月 WDB工学株式会社 代表取締役就任 平成25年3月 電助システムズ株式会社 取締役就任 (現任) 平成26年4月 株式会社カケンジェネックス 取締役就任 (現任)	2,949,600株

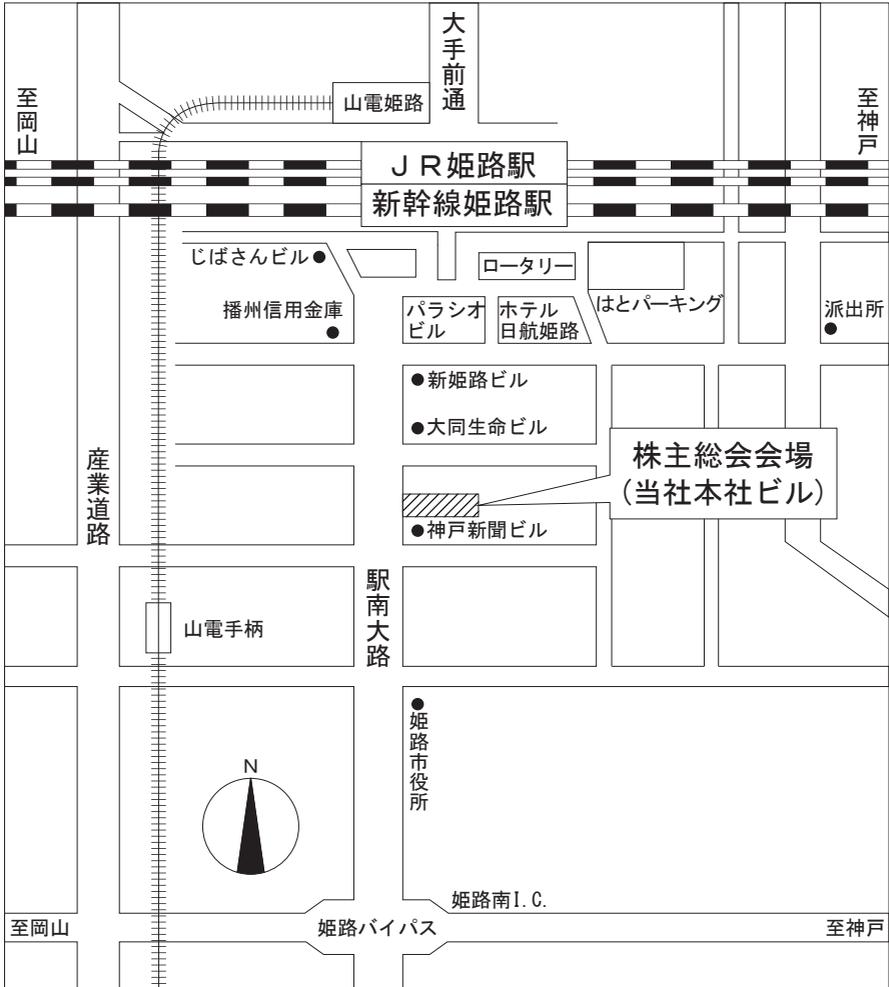
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社 の株式の数
2	おお つか み き 大 塚 美 樹 (昭和39年1月16日)	昭和61年9月 当社入社 平成8年10月 当社取締役就任 平成12年7月 当社専務取締役就任(現任) 平成16年1月 WDBエウレカ株式会社 取締役就任 平成20年10月 株式会社キロテクノロジー研究所 (現 WDB機能化学株式会社) 取締役就任(現任) 平成22年10月 株式会社WDB環境バイオ研究所 取締役就任(現任) 平成23年4月 株式会社アイ・シー・オー (現 WDBアイシーオー株式会社) 代表取締役就任 平成23年11月 WDB株式会社 取締役就任(現任) 平成24年12月 WDB工学株式会社 取締役就任(現任) 平成25年3月 電助システムズ株式会社 代表取締役就任 平成26年11月 WDBエウレカ株式会社 代表取締役就任(現任)	480,000株
3	くろ だ きよ ゆき 黒 田 清 行 (昭和45年1月12日)	平成8年4月 弁護士登録 平成14年5月 弁護士法人三宅法律事務所パートナー (現任) 平成17年11月 当社社外監査役就任 平成21年6月 当社社外取締役就任(現任)	— 株
4	き むら ひろ し 木 村 裕 史 (昭和38年9月5日)	平成15年10月 弁護士登録 平成17年7月 木村法律事務所開設 木村法律事務所所長(現任) 平成21年6月 当社社外監査役就任 平成24年6月 当社社外取締役就任(現任) 平成26年6月 フジプレミアム株式会社 社外取締役就任(現任)	— 株
5	なか おか きん や 中 岡 欣 也 (昭和46年11月25日)	平成7年4月 株式会社さくら銀行(現 株式会社三井 住友銀行) 入行 平成19年2月 当社入社 平成19年10月 当社営業企画部長 平成22年4月 WDB株式会社 立川支店長 平成24年3月 当社経営企画室長 平成24年6月 株式会社WDB環境バイオ研究所 取締役就任(現任) 平成26年6月 当社取締役就任(現任) 平成27年6月 当社経営管理部 部長 平成28年4月 当社経営企画部 部長(現任)	1,200株

- (注) 1. 取締役候補者 中野敏光氏は、当社の経営を支配しているものであります。
2. 他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. ①社外取締役候補者 黒田清行氏は、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の専門家として、当社の論理に捉われず、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するのに適任であります。
- なお、同氏は既に7年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断いたしました。
- ②社外取締役候補者 木村裕史氏は、弁護士としての経験と見識が豊富であり、法律の専門家として当社の経営全般に対して提言をいただいております。当社のコーポレートガバナンス強化の面において適任であります。なお、同氏は既に4年間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切なお意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切なお指導をお願いできるものと判断いたしました。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、黒田清行氏及び木村裕史氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意かつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお、本議案が承認可決され、黒田清行氏及び木村裕史氏が再任された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、黒田清行氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として、同取引所に届け出ております。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場 兵庫県姫路市豊沢町79番地
当社本社ビル 5階講堂
電話 (079) 287-0111 (代)



■交通

J R (山陽新幹線・在来線) 姫路駅南口徒歩5分